

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の会社C（現：C会社）B地区事業所所属の客室乗務員として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日乗務していたD発E行〇便がE空港に着陸する際、乗務員席に着席していたところ、着陸の強い衝撃のため機体と共に身体が強く左右に振られ、左腰と右手に強いしびれを感じたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、F整形外科・内科を受診し「頸部・腰部捻挫」と診断されて加療し、その後、C健康管理室整形外科にて「腰部挫傷」、G整形外科にて「腰椎椎間板ヘルニア、左下肢根性坐骨神経痛」とそれぞれ診断されて加療を受けた後、平成〇年〇月〇日、Hクリニックに転医し「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断されて加療を続けた。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し平成〇年〇月〇日から同月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）しており、治ゆ後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成〇年〇月〇日をもって治ゆしているとして、同年〇月〇日から同月〇日までの期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の症状及び主張について

請求人は、現在も加療中であり、本件傷病によると思われる腰痛及び左下肢疼痛等が持続していることから、治ゆには至っていないと主張しているものと推認されるので、以下、平成〇年〇月〇日をもって「治ゆ」したと認められるか否かを検討する。

(2) 治ゆ認定及び時期について

ア 「労災保険法」における「治ゆ」とは、医学上の治ゆ（完治）を意味しておらず、その症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその治療効果が期待できなくなった時をいい、すなわち「症状固定」を意味する。負傷については、たとえなお疼痛などの症状が残っていても、その症状が安定した状態になり、その後の療養を継続しても医療効果が期待できない状態になったと判断されるに至った時をいうとされている。

また、治ゆの認定は、原則として、主治医である担当医師の判断に基づき監督署長が行うが、必要に応じて担当医師以外の専門医の鑑定を仰ぐこととされている。

イ 請求人の主治医である I 医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、請求人は「治ゆ」でも「症状固定」でもなく、引き続き医療を必要とする」と述べている。

これに対し、労働局地方労災医員協議会（整形外科専門部会）（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、以下のよう

に述べている。

「腰部椎間板ヘルニアによると思われる腰痛等の請求人の症状は、この数年間、多少の変動はあるも全体として症状の大きな悪化や改善はなく安定しているといえる。腰部椎間板ヘルニアは、発症より数ヶ月で、遅くとも1～2年以内に症状の軽快または消失をみるのが自然経過である。請求人においては保存的治療が行われ、発症後既に5年以上経過している。療養内容は、月4～7回の消炎鎮痛処置、週1回の鍼灸、マッサージなどの対症療法が行われている。今後の根治的治療法が示せない現状からみて、治療を継続してもこれ以上の改善は期待できないと考える。以上の経過から、症状が安定しており、これ以上の改善が見込まれないところより、労災保険法上の症状固定と判断する。」

ウ 当審査会としても、請求人の症状及び治療内容の経過等に鑑み、専門部会の意見は妥当であり、この意見を踏まえ平成〇年〇月〇日をもって請求人が治ゆ（症状固定）にあるとした監督署長の判断も妥当であると判断する。

なお、請求人らは、治ゆの認定は主治医の意見を尊重するべきであると主張しているが、当審査会としては、請求人において治ゆ決定を更に先に延長しなければならないと認められる特別な理由は見いだせず、監督署長は通常

の治ゆに要する期間を大幅に超えて治療経過を見ており、主治医の意見を十分に考慮した上で、治ゆの決定がなされたと考えられることを付言する。

3 以上のとおり、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆしていることから、治ゆ後である同年〇月〇日から同月〇日までの期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。